

第11回 世界半導体会議（WSC） 共同声明

2007年5月24日

スイス ジュネーブ

世界の主要半導体業界団体は本日、スイスのジュネーブにて第11回世界半導体会議（WSC）を開催した。本団体は、中国、中国台北、欧州、日本、韓国、および米国の半導体産業協会で構成されている。本会議は、第3回WSC会議で承認され、1999年6月10日に署名され、2005年5月19日に修正された「新世界半導体会議設立に関する合意」に基づき開催されたものである。

WSCは、情報技術製品/サービスの世界市場拡大、公正な競争や技術革新、適切な環境・健康・安全対策の推進を目標に、半導体産業における世界的な関心事項に取り組むことを目的として毎年業界のトップが集まって会合を開いている。WSCは、環境・安全・健康対策、知的財産権保護、自由貿易、市場開拓及び投資自由化等の分野における協力を推進している。WSCの全ての活動は、公正の原則ならびに、WTOルール及びWSC加盟団体を律する法律に整合した市場原理の尊重を指針としている。今回のWSCでは、市場は開放的かつ競争的であるべきことを再確認した。本会合には、独占禁止法弁護士も出席した。

会議は、STマイクロのカルロ・ボゾッティ氏によって議事が進められ、会合に出席した地域代表団の座長は、パワーチップセミコンダクタのフランク・ファン氏、サムスン電子のチャンギョ・ファン氏、東芝の室町正志氏、テキサスインスツルメンツのリチャード・K. テンプルトン氏、中国半導体産業協会のユー・ゾンギョ氏が務めた。

会議では下記事項に関するレポートが提出・検討され、これらに関する活動が承認された。

加盟

WSCとGAMSの趣旨に鑑みて、世界の半導体産業において大きな存在感があり、重要度も高い国/地域の半導体工業会がWSCに参加することが望まれる。今日、WSCは半導体産業において主導的な国/地域を代表している。WSCは、2006年に中国半導体産業協会が加盟を承認されてから初めてとなる本会合に、同協会が完全参加したことを歓迎した。さらにWSCは、今後の加盟の可能性を視野に入れインド半導体産業協会との連携を奨励した。

自由で開放された市場

WSCは、設立以来の原則である「市場が開放されかつ差別がないこと」、及び「企業・製品の競争力が産業の成功と国際貿易の主要な決定要因であること」を保証することの重要性を再確認する。従って、政府/当局は以下の事項を保証すべきである。

- 知的財産の全面的保護、
- 政府の政策・法規制の完全な透明性、

- 全ての市場における外国産品への差別撤廃、
- 半導体製品に対する全世界的な関税と非関税障壁の撤廃、
- 技術移転を条件とした投資或いはその他の法規等による制限の撤廃、および
- 世界貿易に対する不合理な負担の撤廃

半導体は、情報技術革命を実現可能にする重要な技術であり、インターネット社会を成長普及させる鍵を握っている。半導体分野における貿易は可能な限り開放された状態であることが不可欠であり、国際規制や国内法は自由競争市場を促進させるものでなくてはならない。

先進的かつ経済的な半導体技術を利用することにより、生産性が向上するとともにデジタル時代の競争に必要なインフラ基盤が整備され、経済発展が促進される。こうした事情を背景に、WTOのドーハ・ラウンドでは、半導体やその他のIT製品の完全に自由な普及及びこれらの分野への投資をより促進する政策を重視すべきである。加えて、世界中の消費者が情報技術（IT）の恩恵を享受できるよう、情報技術協定（ITA）未加盟の国々も同協定に加盟し、全ての半導体に対する関税の完全撤廃を実現すべきである。

上記の目標達成を促進しWTOとの開かれた対話を確立するため、WSCはパスカル・ラミーWTO事務局長の基調演説を歓迎した。WSCと事務局長はともに、相互に補強し合う両組織の規定を評価し、さらなる連携を呼びかけた。WSCは、ITAや原産地規則、アンチダンピング問題への関与が高まっていることを述べ、WTOの目標達成に向け支援を申し出た。WSC声明が事務局長に発表され、事務局長はスピーチを行った。両文書は本文書に添付されている。

事務局長との対談後、WSCは以下の課題について協議し、声明を発表した：

マルチチップIC：

GAMS加盟国である中国台北、欧州、日本、韓国および米国間で「マルチチップIC関税無税待遇協定」が、2006年4月に発効された。当協定によって、技術の進歩に呼応した税関や関税待遇がもたらされ、マルチチップICが無税環境の中で貿易されることが保証された。

WSCは、MCP協定の現行の地理的範囲および製品範囲の拡大に努めるようGAMSに提唱した。

WSCは、2007年のGAMS会議までに、中国がこのMCP協定に参加することを期待する。

さらに具体的に、WSCはGAMSに以下の事項を要請する：

- ITAやDOHAおよびNAMAなどの多国間協定、あるいはその他の多国間自由貿易協定に、MCP協定を盛り込む。
- すべての半導体産業製品に課される関税や非関税障壁を撤廃することで、自由かつ開かれた市場を確保し、半導体市場の成長を継続的に促進する。そのために
 - 国際関税法に半導体の現行製品および新型製品に関する適切な定義を

盛り込むべく、特にHSフレームワークについて産業界と連携を図る。

- 来るべき「MCP2」協定も含めた国際協定によって、当該製品にかかる関税および非関税障壁を撤廃する。

情報技術製品と WTO:

先進的かつ経済的な半導体技術を利用することにより、生産性が向上するとともにデジタル時代の競争に必要なインフラ基盤が整備され、経済発展が促進される。こうした事情を背景に、WTOのドーハ・ラウンドでは、関税や非関税障壁の撤廃など、半導体やその他のIT製品の完全に自由な普及及びこれらの分野への投資をより促進する政策を重視すべきである。

本日、WTOのラミー事務局長は「IT製品の世界貿易の97%を占める70のWTO加盟国がITAに参加している。ITA製品の世界輸出量はこの10年で倍以上に増大し、年平均8.5%の成長を遂げ、2005年には1兆4500億米ドルに到達した。2005年にはITA製品の貿易量は、農産物と繊維・衣料品を合わせた貿易量を超えて世界の製品輸出量の14%を占めた。」と述べ、WSCは彼のコメントを歓迎した。

WTOのラミー事務局長は、あらゆる製品分野で通常行われている交渉プロセスを踏むことなく、ITA製品分野において自由化が達成されこの成功を遂げたことは感銘に値すると述べた。自由化は、参加国の成長につながると認識された参加国自身の潜在的利益から生まれ育つ自発的な、それぞれの分野セクタ自身のイニシアチブによるものである。

WSCメンバーは、ITAを、確実にIT製品貿易の成長を支え続ける協定にするための事務局長の取組みを支援する。また、WSCメンバーは、NAMAや電子分野協定などの枠組みを通じて、必要であれば半導体ではないセンシティブな電子製品を切り出し、WTOがすべての半導体製品、機器、材料にゼロ関税を適用し、非関税障壁を撤廃するための交渉を行い、成功を築き上げていくための事務局長の努力を支援する。

原産地規則:

半導体の統一原産地規則に関する合意を目指して、WSCは

- 全ての製品に適用される規則は、透明かつシンプルで、運営上の負担が最小限で、効果的なものでなくてはならないと考えている。
- 2003年5月のアンチダンピングに関するWSCのホワイトペーパーに記載されているWSCの見解を確認する。
 - アンチダンピング措置に適用する原産地基準は、モノリシックICのウェハー製造（拡散）であるべきである
- 産業界の共通意見に向けて努力する意向である。
- デカップリングの原則および統一規則の採択（貿易救済には一つの規則を適用し、その他の目的にはもう一つの規則を適用する）を支持する。

上記の原則に基づき、重要なコンセンサスが得られた。各製品および各目的に適用する原産地規則は一つであるべきであるということに、全極が合意した。WSC は、解決に至っていない製品分野についても満場一致で支持され、解決にいたるよう各極がベストを尽くす必要があるということに同意する。

- 半導体に適用する統一原産地規則について、2007 年 6 月 16 日前までに WTO に提出する予定である。各極の努力にも関わらず、WSC がすべての製品分野において各製品および目的の一つの規則を合意できなかった場合、提出内容には少なくとも以下の内容を盛り込む：
 - ❖ 貿易救済目的に適用する拡散に、必要に応じて補足文を加える
 - ❖ ディスクリートおよびマイクロアッセブリの貿易救済に適用する最終アッセブリ規則
 - ❖ モノリシック IC 以外のすべての製品のその他の目的に適用する最終アッセブリ規則
 - ❖ 付加価値規則および CTC ルールの co-equal 反対
 - ❖ 半導体製品に関する付加価値規則反対

マーキング、ラベリング、輸入文書、証書については、同じ製品タイプの一般貿易目的に二つの規則を併用することを CRO 委員会が検討する前に、解決策を見つけなくてはならない。

CRO 委員会は 6 月の決定を目指しているため、WSC は GAMS に対し、半導体産業にとって適切な規則が適用されるよう、CRO および WTO の枠組みの中で業界意見の提出を支援してくれるよう至急依頼する。

地球環境保護の協調的アプローチ

WSC は、健全かつ科学的根拠に基づく積極的な環境対策を推進することを明言している。WSC メンバーは、この分野における一層の進展に向けて積極的に協力している。

(1) PFOS (パーフルオロオクタンスルホン酸)

健全な環境、安全、健康対策に向けた WSC の積極的取り組みの一環として、WSC と SEMI のメンバーは、半導体製造過程のフォトリソグラフィ工程において、クリティカル、ノンクリティカルのいずれの場合においても、パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 系化学物質の使用に関する計画を承認した。シリコンウェハー上に回路をプリントするフォトリソグラフィの過程で使用する材料、最先端のフォトレジストには微量の PFOS 系化合物が欠かせない。この SEMI との協定において、WSC メンバーは、PFOS ノンクリティカルの使用中止に取り組むとともに、PFOS 使用が現時点で他の材料がないクリティカルの場合についてもその代替物質を探す努力をしていくことをコミットした。現段階で、WSC は、自主協定のコミットメントで定められているとおり、2007 年 5 月までに日本、韓国、米国および欧州半導体産業協会が PFOS ノ

ンクリティカルの使用を中止したことを発表する。また、中国台北半導体産業協会は2009年までにPFOSノンクリティカルの使用を中止する予定である。加えて、このWSC5極はすべて、PFOSが含まれる廃溶媒を焼却処分している。現在、ストックホルム条約と呼ばれている条約のもと、PFOSに関する国際規制がUNレベルで検討されている。この世界的な自主協定に関する詳細は www.semiconductorcouncil.org を参照。

(2) PFC 排出削減

世界の半導体産業が排出している温暖化ガスは全体排出量のうち非常にわずかであり、半導体産業はPFCガスの排出量を自主的に削減している。WSCの各メンバーは、2010年までにPFCの絶対排出量を基準年¹より少なくとも10%削減すると約束した。半導体の生産は大幅に増加しているにもかかわらず、排出量は自主的に削減されている。また、WSCのメンバーはPFC排出削減に役立つ減少技術および代替化学物質に関する非競争領域の情報共有も積極的に行い、プログラムの開始以来、PFC削減目標を達成するために多大なリソースを投じており、こうした投資は成果を上げている。新規メンバーとして、中国半導体産業協会は現在、ベースラインと排出量削減プログラムへの参加可能時期を決めているところである。

(3) 半導体製造における省エネルギー

WSCは、エネルギー消費量の削減は半導体産業の世界的な環境活動や持続可能な活動の中で、引き続き中心的な活動になると認識している。エネルギー消費を削減することは、エネルギー生産の必要性も引き下げ、その結果環境保全に利益をもたらす。

また、WSCは半導体業界のサプライヤー（SEMIに代表されるサプライヤー団体）と省エネルギーについて協力し、半導体機器のさらなるエネルギー削減目標の達成に向けて努力してきた。WSCは省エネ政策声明（添付参照）に合意した。この声明は、エネルギー使用の削減を目指した現行の産業活動を反映し、半導体製品がもたらしている明白なプラス効果を、社会のエネルギー効率化という観点から説明している。

(4) 半導体使用製品の省エネルギー貢献

半導体産業は、エネルギー効率のよい最終製品や省エネ技術を通して、社会の省エネルギーを可能にする。WSCは、社会のエネルギー効率を高めるという半導体製品の重要な貢献を、今後すべての段階でさらに拡大していくことを奨励する。

(5) 数値目標

現在、WSCは半導体産業のエネルギーや水の使用、廃棄物の発生という環境上のパフォーマンスを示す指標を評価し、その達成に向かって我々が協力して取り組むべき実現可能な数値目標を設定している。WSCは、パイロット・プロジェクトや共通デ

¹ 欧州、日本、米国半導体産業協会の基準年は1995年、韓国半導体産業協会は1997年、中国台北半導体産業協会は1998年である
(1998年は1997年と1999年の排出量の平均に相当する)

ータプログラムが定めている共通の指標によって達成された成果を評価する。また、WSCは2007年の共通目標に向けた一層の進展を奨励する。

(6) ESHのその他の問題

WSCは、ESHに関する規制が半導体産業に及ぼす世界的影響に大いに関心を持っており、また、かかる規制が環境保護の実現に向けて技術的に可能で、整合性がありかつ効果的なものであることを担保することに大いに関心を抱いている。WSCはESH法規が必要な場合、その規制は環境保護の実現に向けて技術的に可能で、整合性がありかつ効果的なものであるべきである。関心を持っている事例としては、上述したストックホルム条約のPFOS協議、化学物質の使用に関するEUのREACH政策、米国のPFAS法やカリフォルニア州地球温暖化対策法、及びいくつかの地域のRoHS（有害物質規制：Restriction on Hazardous Substances）などがある。我々半導体産業界の様々な取組みが立証しているとおり、産業界はかねてより地球環境を積極的に保護していくことの重要性を認識してきた。

知的財産の効果的保護

半導体メーカーは、売り上げのかなりの割合を研究開発に投資しなければならず、そこから生まれる知的財産(IP)は企業の命である。IPが適切に保護されていないために半導体業界は被害を被っており、最終的に、世界の消費者に役立ってきた技術の進歩が妨げられている。WSCは、世界の半導体関連のIP問題について検討するために2004年に設立されたIP-TFの活動について検討した。

WSCは、全ての政府/当局に対し、その管轄権内においてIP権保護の効果的な執行措置を講ずるようを再度求めるものである。WTO加盟国は、TRIPS協定(知的財産権の貿易関連の側面に関する協定)の対象となる知的財産権の侵害行為に対して効果的措置を講じることができるようIP違反取締手続きの法整備をすることがTRIPS協定第41条で義務付けられている。

WSCは、取締が大きな問題となっている諸国での取り組みを高く評価する。その中には、取締の透明性を高める必要性に関する建設的な対話の推進や知的財産権について企業に知らせる民間部門主導の活動などが含まれている。WSCは、知的財産権侵害違反をさらに抑止するため、これらの国の政府に対し民事上の救済策や適宜刑事訴訟を含む権利行使の制度の見直しと強化、及び取締活動に関する透明性の向上に向けた一層の努力を呼びかけるものである。模倣品の量が一定の閾値を超えた場合のみ取締措置を講ずる管轄権内では、川下産業が被る損害が大きい場合、政府は半導体やその他の中間製品の犯罪閾値を大幅に下げるべきである。

半導体デバイスが高集積化かつ高速化するにつれ、ソフトウェアで実行される当該デバイスの機能はますます複雑化している。そのため、すべての国がソフトウェアの発明に対し有意義な特許保護策を講じることが急務であり、そうすることでハードウェアの発明と同レベルの特許保護が受けられることになる。WSCは各メンバーに対し、有意義な特許保護策を講じることが不可能な場合は、ソフトウェア発明の特許権所有者

がソフトウェアの製造業者や販売業者などを含むあらゆる侵害者に対し特許権を行使できるように、特許保護範囲拡大の可能性について各政府および関係当局と協議することを要請する。

WSCは「レイアウトデザイン知的財産に関するWSCの方針」および「改良型自動デザインツールを用いて作成した保護されたレイアウト・デザインのコピーに対するレイアウト・デザイン法の適用に関するWSCの声明」というポジション・ペーパーを明確にし、再確認した。

IPタスクフォースは、模倣品や海賊品がますます深刻な問題となっていることへの懸念を提起し、WSCに報告した。模倣品や海賊品は、権利保有者のブランド価値を希薄化させる消費者保護リスクといわれており、多くの場合組織犯罪の資金源となっている。WSCは本件について更に調査した後、協議する予定である。

課金

WSCは、半導体が現代の情報技術経済の基礎であることをあらためて表明する。半導体産業は急速な革新を特徴とし、それによりこれまで以上の機能をこれまで以下のコストで取引先に提供することができる。半導体製品の多くは経済の生産性向上に直接役立っている。ところが、デジタル媒体に対して著作権料を賦課すると、機器の機能の充実にしたがって税負担が増し、本来消費者に還元できるコスト削減が帳消しになり逆効果となる。

WIPO 放送条約

IPタスクフォースは、新放送権条約に関するWIPO交渉について、WSCに報告した。WSCは、このような条約が情報製品の市場拡大にとってマイナスの影響を及ぼさないことを保証するよう、GAMSに要請する。

法規制問題

世界各地の市場において半導体及び半導体を主要構成部品とする先端技術製品が様々な規制の対象となる例が増加しつつある。製品に対する規制が必要な場合、かかる規制は非差別的、かつ科学的な根拠や公開された技術情報に基づくべきで、市場の効果的作用を害するものであってはならない。

規制は、既存のWTOルールに則り、その貿易制限効果を最低限度にとどめるべきである。

技術規制および規格

WSCは、規制や規格を採用する場合には、可能な限り業界主導、オープンかつ

自主的なものとする、そして TBT（貿易の技術的障壁に関する協定）を含む現行の全ての WTO ルールに完全に準拠したものとするを提言する。現行の WTO の TBT ルールに則り、国内の技術規制や企画の基盤として可能な限り国際規格を採用すること、また、WTO 加盟国は貿易に大きな影響があると思われる技術規制や規格を他の WTO 加盟国に通知することが重要であると WSC は考える。WSC は、全ての WTO 加盟国に上記原則の遵守を引き続き強く求めていくことを、GAMS に参加する政府/当局に要請する。

テクノロジーアップデート

WSCは、ITRS（国際半導体技術ロードマップ）の過程で説明されているとおり、半導体産業製品に関する技術の一般的動向をレビューした。ITRSの過程では、従来のムーアの法則の継続を確認されており、将来の技術課題を説明している。

半導体市場データの分析

WSCでは、半導体の市場規模や市場の成長等、半導体の市場動向について検討を行った。技術の進歩が世界中の消費者及びビジネスに引き続き利益をもたらすため、半導体業界の長期展望は依然として力強いといえる。また、WSCはインド半導体市場の推移に関するレポートに注目した。

各国政府/当局への報告

本日の会議の結果は、2007年9月に米国のダラスで開催が予定されているWSC代表者と各国政府/当局との年次会合（GAMS）で検討するためにWSCのメンバーが各国政府/当局に提出することになっている。

WSCが提出するレポートに記載される事項は次のとおりである

- (1) 業界のエキスパートが作成した半導体市場に関する最新レポート
- (2) マルチチップIC、ITA、ドーハ自由貿易交渉、NAMAおよび原産地規則、課金、知的財産保護、技術企画など、通商関連問題に関する提言
- (3) ESHに関する協力活動のレポート及び規則策定に関する提言

次回会合

次回のWSC会議は、中国台北半導体産業協会の主催により2008年5月に開催される。

主要な文書とWSCのホームページ

付属文書:

1. WTO宛てのWSC声明
2. WTO事務局長からWSC宛てのスピーチ
3. HS2007 に基づく半導体産業製品に適用する統一原産地規則に関するWSC提

案

4. PFC 排出削減に関する発表及びデータ
5. 2007年補足を加えた2004年IPポジションペーパー
6. 2006年IPポジションペーパー

WSC 関連の重要文書は、全て以下の WSC のウェブサイトを参照。
<http://www.semiconductorcouncil.org>.

WSC参加メンバーの情報については下記ウェブサイトを参照。

欧州半導体産業協会：	http://www.eeca.org
中国半導体産業協会：	http://www.csia.net.cn
中国台北半導体産業協会：	http://www.tsia.org.tw
日本半導体産業協会：	http://semicon.jeita.or.jp/en/
韓国半導体産業協会：	http://www.ksia.or.kr
米国半導体産業協会：	http://www.sia-online.org

添付資料 1:WSC 報道発表

報道発表

世界貿易機構を支持する共同声明

世界半導体会議

スイス ジュネーブ

2007年5月24日

世界半導体会議（WSC）は、世界の主要な半導体産業である、中国、中国台北、欧州連合、日本、韓国および米国の半導体産業協会で構成されている。半導体は、生産性を高め世界経済の発展と成長を促進する、21世紀を担う中核技術である。世界の半導体産業は、情報化時代を促進する際、技術面および経済面で極めて重要である。半導体は、情報通信技術産業が構築される基盤である。今後も世界が社会的、経済的に発展していくためには、半導体産業の持続的成長が重要な鍵となる。

WSCメンバーは、本会議において情報技術協定（ITA）の10周年を祝福する機会を得た。ラミー事務局長は、ITA製品の世界輸出量はこの10年でドル換算で倍以上に増大し、年平均8.5%の成長を遂げ、2005年には1兆4500億米ドルに到達したと述べた。2005年にはITA製品の貿易量は、農産物と繊維・衣料品を合わせた貿易量を超えて世界の製品輸出量の14%を占めた。WTO事務局長のラミー氏は、あらゆる製品分野で通常行われている交渉プロセスを踏むことなく、ITA製品分野において自由化が達成されこの成功を遂げたことは感銘に値すると述べた。自由化は、参加国の成長につながると認識された参加国自身の潜在的利益から生まれ育つ自発的な、それぞれの分野セクタ自身のイニシアチブによるものである。我々WSCは、WTOの創設以来ITAが大きな成功を収めてきたといっても差し支えないだろうというラミー長官の意見に同意する。

GAMS(Government/Authorities meeting on Semiconductors)と呼ばれている会議の中で、半導体産業界の政府および関係当局は、以下を認識し、決定した：

1. 半導体は情報化の基盤要素である。半導体は、コミュニケーションや交通機関、医療、科学研究、教育、商業などの生活全般に、継続的かつ画期的な発展をもたらすことが可能であり、また、世界的な生活水準を引き上げ、持続的な経済成長に寄与するために極めて重要である。
2. GAMSの政府および関係当局は…GAMS加盟国間において関税撤廃も含め障壁のない貿易を実質的に達成した。また、貿易や投資上の障壁のない環境を共同して追及しており、この目的を達成するために情報技術協定（ITA）を含む世界貿易機構（WTO）のイニシアチブを支持している。さらに、知的財産保護、基礎科学研究への積極的なアプローチ、適切な規制による地球環境保護への積極的なアプローチや情報化社会の促進などの政策を承認しており、これらは健全な経済成長

の発展および情報化社会の利益の拡大を促進していくであろう。これらの政策は、世界の半導体および情報技術製品をより低価格で入手できるようにし、これにより世界的需要をかきたてることを目的としている。

WSCのメンバーは、半導体に関する協力は以下の原則に基づくべきであるという見解を共有しており、GAMSメンバーからの支持を得ている：

- 当事国は、世界の半導体市場において、障壁のない貿易を目指す。
- 政府や関係当局の介入のない企業の競争力および製品は、産業の成功や国際貿易の重要な決定要因である。
- 政府および関係当局の政策は、WTO協定の文書および精神に完全に一致したものでなくてはならない。政府および関係当局は、いかなる形の差別も回避する。
- 当事国は…GATT 1994 および GATT 1994 の第 6 項の実施に関する WTO 協定に合致する、公正かつ効果的なアンチダンピング措置によって有害なダンピング問題を回避する必要性を認める。
- 当事国は、開放的かつ公正で、ルールに基づいた、予見可能な差別のない貿易システムを促進していく。このような貿易システムは、持続的発展を追及するすべての当事国に利益をもたらす。
- 知的財産権保護に関する効果的な基準の促進、実施、適切な取締り活動。

前述の事項を踏まえ、世界半導体会議は世界貿易機構（WTO）のメンバーに対し、多角的交渉のドーハ開発アジェンダラウンドを成功裏に終結させるべく、作業を加速させるよう要請している。これは、世界経済の継続的発展や人々の生活水準向上を確保するために重要である。産業、サービス、農業に新しい市場機会を作り出すことで、先進経済および発展途上経済両方の新たな雇用にプラス効果を与え、経済の成長見通しが明るくなる。WSCは原則として、二国間協定の増加より優れた、半導体産業の重要な貿易手段として、効果的な多国間貿易協定を支持する。

半導体産業の基盤を成す原則および我々政府当局が明確に公表した事柄を促進するため、我々はドーハラウンドにおいて、また必要に応じて WTO の継続的業務において、以下の事柄を追求する：

(1) 半導体産業製品および半導体機器/材料に課せられる関税および非関税障壁の撤廃

- (2) 公正かつ効果的なアンチダンピング措置または対抗手段の必要性
- (3) 半導体産業界の特別な要件を認める統一原産地規則の採用。これらの原産地規則は、（拡散またはアッセンブリなどの）製造工程に基づき、デカップリングの原則との整合性を保って、貿易救済目的には一つのルールを、またその他の目的にはもう一つのルールを適用すべきであり、付加価値のあるソリューションに基づくべきではない。
- (4) 半導体製品の模倣を阻止する取り組みなど、知的財産権保護の継続的強化
- (5) 貿易障壁となる製品基準の回避
- (6) 貿易を歪め、産業に損害を与える助成金に関する規律の強化
-

連絡先

半導体産業協会：

- o 中国(www.csia.net.cn); Louisa Lu, louisa@csia.net.cn
- o 中国台北(www.tsia.org.tw); Julie Wu, julie@tsia.org.tw
- o 欧州(www.eeca.org); Martin Spat, mSPAET@eeca.be
- o 日本(<http://semicon.jeita.or.jp>); Takashi Ito, t-ito@jeita.or.jp
- o 韓国(www.ksia.or.kr); Steve Hong, steve@ksia.or.kr
- o 米国(www.sia-online.org); Anne Craib, acraib@sia-online.org

WSC Website: www.semiconductorcouncil.org

添付資料 3：半導体製造の省エネに関する声明

WSC は、省エネは半導体産業の世界的な環境活動や持続可能な活動の中で、引き続き中心的な活動になると認識している。エネルギー消費を削減することは、エネルギー生産の必要性も引き下げ、その結果環境保全に利益をもたらす。

WSC は、我々半導体産業界の製品が、最終製品や日常的な技術応用の幅広い範囲でエネルギー効率の改善や性能の向上を実現していることを誇りに思っている。生産工程や家電製品、オフィス製品、家庭用品などの領域におけるアプリケーションは、エネルギーの高効率化を図ることで社会に好ましい変化をもたらしてきた。半導体産業界は、エネルギー性能を高めると同時に、常に機能性の高い製品を供給することに注力している。WSC は、エネルギーの効率化は地球温暖化との戦いには欠かせない一つの対策であると認識しており、半導体製品や事業におけるエネルギー効率を通じて、一翼を担うことを約束する。

全体的に見ると、半導体産業は地球温暖化ガスを排出する大きな要因ではない。しかしこの事実によって、地球規模で半導体産業が積極的な自主的排出量削減目標の設定を阻止することにはならない。世界的に認識されている半導体産業の PFC 排出量削減プログラムは、この政策を示す主要な例である。しかし、PFC 排出とともに、半導体産業は半導体製造施設におけるエネルギー消費の削減が、地球温暖化影響を和らげるのに大きく貢献するとして、これに重点をおいている。

WSC は、その他の世界的規模の産業と比較して、半導体産業のエネルギー消費量は比例的に小さいものであることを認識している。それにもかかわらず、半導体産業は今後も可能な限りエネルギー削減を達成するために、常時改革に集中して取り組んでいる。WSC 及び WSC 加盟産業協会、またサプライヤや国際的な研究グループ、国際半導体環境安全会議 (ISESH) との連携を通じて、世界の半導体産業は、半導体設備におけるエネルギー性能のベストプラクティスを発展させ、共有し、実行する。WSC の環境安全衛生に関する指針に従い、我々半導体産業は、可能であれば、また必要に応じて、有効利用や効率的な冷却装置、プロセスおよび設備最適化、コジェネレーションなどの高効率なエネルギー源の探求、費用効果が高く再生可能な代替エネルギー源の活用を通じて、エネルギー削減に注力している。

添付資料 4: 2007 年に補足を加えた 2004 年 IP ポジションペーパー

2004年5月13日

レイアウトデザイン知的財産に関する WSC 政策

半導体製造者は、生産売上のかなり大きな割合を R&D（研究・開発）に投資しなければならず、従って知的財産（IP）は企業にとっての生命線であり、的確な IP 保護がなされなければ、半導体業界にとってたいへんな損害となる。IP 侵害行為は、特許権、レイアウトデザイン、embedded code の著作権、商標、industrial design rights（工業デザイン権）の侵害など、多岐にわたる。この政策提案では、レイアウトデザインのコピーによる模倣品に焦点を当てている。また、WSC は IP task force を結成し、他の IP 侵害行為を阻止するためのさらなる対策について協議する予定である。

模倣の背景

IC 及びその他の半導体の模倣例は増加する一方である。有効な知的財産によって保護されるチップを直接光学的に不当にコピーし、それをもとに配置設計（米国の法律ではマスク・ワーク、あるいは WIPO IPIC 条約（集積回路についての知的所有権に関する条約、1989 年）の第 2 条では「配置（トポグラフィ）」と定義されている）の複製が行われ、この配置設計を基に半導体が製造されている例がある。このコピーは、複製元の会社やあるいは別会社の名前で販売されている。この模倣タイプは、半導体を光学的にコピーし、そのようなコピーから従来よりも低いコストで配置設計を行う技術が存在するため、迅速に対応して中止しなければならない。

反模倣品対策

WSC では、著作権侵害防止の取り組みに関し、多面的なアプローチが取られるべきであると考えている。

1. WSC メンバーは、知的財産権を尊重する方針を確認した。我々は、各政府／当局も本方針を同様に確認することを求める。本方針は新しいものではなく、ブリュッセルやニューポート・ビーチなどで開催された WSC で確認されたものである。今後 WSC や GAMS に新しく加わるすべてのメンバーに対し、特に、参加する以前に本方針を承認することを求める。
2. WSC では、従来よりも低いコストで配置設計をコピーする技術や、コピーした配置設計を利用して半導体を製造する工場が存在することにより、不当な光学コピーや模倣がますます増加する問題だということを認識している。

3. 侵害行為や模倣行為に関する申し立ては、裁判所で裁かれるべきであるものの、政府／当局は、それでもなお、重要な役割を果たすことができる。このため、政府／当局に対し、模倣行為を迅速に調査するためのファースト・トラック手順やそれを阻止するための適切で有効な措置を含む模倣行為政策の採用を要請するべきである。WSCに新しく加盟するメンバーのすべての政府／当局に、本政策の採用を求めるべきである。
4. すべての政府／当局に、本政策の強化に最大限の努力をすることを求める。
5. すべての半導体関連企業が、半導体製品の製造ソースの追跡を容易にする手順を確立できるように、WSCが実行可能な限り早くガイドラインをまとめる。
6. WSCは、半導体生産業界のすべての関係者に、以下の原則を必要に応じて採用するよう働きかけ、また、これらを依頼に応じて入手できるようにする：
 - i. 知的財産権を尊重する；
 - ii. 半導体設計者あるいは設計提供者が、半導体レイアウトデザインの正当な所有権に関する書面による 証明を提供するように、IPレイアウト保護ガイドラインを策定する。これには、レイアウトデザイン提供者が、提供したレイアウトデザインや他の知的財産の合法的な所有者あるいは使用権所有者であることの申告や明示が含まれる。
 - iii. 企業が、デザインが模倣であるという説得力のある証拠を有する場合、企業はその事態を調査し、模倣を阻止する措置を取る。

レイアウトデザイン知的財産に関する 2004 年 WSC 政策の補足

2007 年の WSC 会議で、WSC はパラグラフ 3 および 4 に記載されている「policy」が指す意味を明確にした。パラグラフ 3 については、WSC は、政府/当局が彼らの模倣品防止政策の採用が要請されるべきであり、WSC に新しく加盟するメンバーのすべての政府／当局に、このパラグラフで定められる WSC 政策提案を採用することが求められることを確認した。パラグラフ 4 については、すべての政府/関係当局は彼らの模倣品防止政策の強化を約束することが求められるであろうことを確認した。

添付資料 5: 2006 年 IP ポジションペーパー

2006 年 5 月 11 日

「改良型自動デザインツールを用いて作成した保護されたレイアウト・デザインのコピーに対するレイアウト・デザイン法の適用」に関する WSC の声明

WSC は、長年に亘り知的財産 (IP) はメンバー企業の命であると認識している。半導体メーカーは、IP 開発に必要な研究開発に売り上げのかなりの割合を投資している。IP が適切に保護されていないことにより世界の半導体業界は被害を被っており、世界の消費者に役立ってきた技術の進歩が大いに妨げられている。

半導体チップのレイアウト・デザインの保護を目的とした法律が最初に制定されてから 20 年以上が経過した。爾来、同種の法律が各国で制定され、TRIPS 協定にもレイアウト・デザインの保護が盛り込まれた。その間、技術の進歩により集積回路のデザインや製造は劇的に変化したが、半導体産業における IP 保護の重要性は薄れるどころかますます高まっている。

2004 年、WSC は、世界の IP 保護についてさらに検証し、業界と政府/当局が IP 保護のためにできる追加措置について報告するよう IP タスクフォースに命じた。そしてその後間もなく、WSC は、レイアウト・デザインの知的財産保護に関する政策要綱を採択し、有効な知的財産権で保護されているチップのレイアウト・デザインを無断で直接光学的にコピーすることを禁止するよう求めた。

今回、WSC には IP タスクフォースから次のような報告があった。(1) 最近では、自動デザインツールが改良され、事実上知的な努力なしに保護されたレイアウト・デザインをコピーして半導体のレイアウト・デザインが作成できる、(2) かかるコピーは表面上はオリジナルとは同一に見えない場合がある、そして (3) これらのコピーは、保護されているレイアウト・デザインを所有し、研究開発費を回収する必要がある企業に損害を与える可能性がある。こうした要因により、技術革新へとつながる膨大な研究開発投資が抑制され、最終的に消費者が新しいチップの革新から恩恵を受けられなくなる。

しかし、レイアウト・デザイン保護法を解釈・適用した判例は比較的少なく、他の国/地域におけるレイアウト・デザイン保護法の解釈・適用は予見が困難である。それゆえ、WSC は、オリジナルなデザインのレイアウト保護を明確にするこの声明が、世界の業界や政府/当局にとって価値あるものであると確信する。

レイアウト・デザイン法の起草者は、技術革新の当事者が研究開発投資を回収できる必要性和、他の者がより良い新しいデザインへ投資することを促す必要性のバランスを慎重に考慮した。その結果、オリジナルのレイアウト・デザインの背後にあるコンセプトを理解し、その理解をもとにより良い新しいチップを作るためにリバースエンジニアリングの過程で行われるコピーは具体的な例外として許容されることになった。リバースエンジニアリングの例外は、この過程を経て作られる新しいレイアウト・デザインが固有の知的努力を有することを暗に仮定していた。なお、簡単なデザイン又は一般

的なデザインは保護を受ける資格がなく、保護されるべき技術革新の当事者たるには、リバースエンジニアリングの対象となるレイアウト・デザインがそもそも知的努力を有することが要件とされる。

WSC は、IP タスクフォースを通じ、報告事例及び法律や TRIPS 協定の範囲の調査・研究を実施した。調査・研究の対象となった条文によれば、コピーされたレイアウト・デザインはオリジナルと瓜二つでなくとも、実質的な類似が存在すれば法律違反と見做されることが分かった。訴訟事例では、裁判所は「レイアウト・デザインは保護対象となるか」「無断コピーはオリジナルのレイアウト・デザインと実質的に類似といえるか」の判断を事実認定者、即ち陪審に大きく依存した。陪審は、「保護されたるオリジナルのレイアウト・デザインと係争中のレイアウトの実質的な類似を判断する際には、2 つのレイアウト・デザインの相違の程度を吟味しなければならない。IP タスクフォースは、調査・研究をもとに、「改良型自動技術を用いて作られたレイアウト・デザインは、『そのデザインが創作者独自の知的努力の結果ではない』という政策上の課題を提起する可能性がある」と判断した。

権利侵害の裁定は裁判所が下すべきことを認識したうえで WSC は、

- 改良型自動デザインツールを使用して作成したコピーと思しきレイアウト・デザインと保護されたオリジナルのレイアウト・デザインの実質的な類似の判断を裁判所が検討する際には、前者における知的努力の有無を慎重に吟味することを提言する。
- 引き続き世界の消費者のために革新的な新製品を作り続けることを半導体業界に呼びかけるとともに、GAMS がここに表明された WSC の立場を支持し、各極の知的財産政策の決定者に我々の立場を伝えることを要請する。
- 上記提言は、侵害又は違法と見做される行為の範囲を明確にすることを目的としたものであり、侵害または違法と見做される行為の範囲拡大を目的としたものではないことをここに明言する。